

議案第49号

西脇市立北はりま農産物直売所条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市立北はりま農産物直売所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月4日

西脇市長 片山 象三

(理由)

開館時間を変更し、施設の管理運営を安定的かつ効率的に行うため。

## 西脇市立北はりま農産物直売所条例の一部を改正する条例

西脇市立北はりま農産物直売所条例（平成23年西脇市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(開館時間) 第5条 直売所の開館時間は、<u>午前9時から午後5時まで</u>とする。ただし、特別の理由があるときは、これを延長し、又は短縮することができる。</p>	<p>(開館時間) 第5条 直売所の開館時間は、<u>午前9時30分から午後6時まで</u>とする。ただし、特別の理由があるときは、これを延長し、又は短縮することができる。</p>

### 附 則

この条例は、令和5年11月1日から施行する。